

外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドラインの修正箇所一覧

外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドラインについて、主に下記のとおり修正しました（修正箇所は傍線の部分）。

1. コメントを受けて修正した箇所

修正箇所	修正後	修正前
Ⅱ－１－②	<p>1－②（役員会等への報告と経営陣の関与） 統括責任者は、Ⅱ－1－③～⑨に関する事項について、それぞれの事項の重要性に応じ、役員会又はこれに相当するもの（以下「役員会等」という。）の承認を受け、又は、これらに対し報告を行うこと。経営陣は、役員会等が承認をし、又は、報告をされた事項を踏まえ、必要に応じて議論や関連部署への指示を行う等、内部管理態勢の整備並びにリスクの特定、評価及び低減に主導的に関与すること。</p>	<p>1－②（役員会等への報告と経営陣の関与） 統括責任者は、Ⅱ－1－③～⑩に関する事項について、それぞれの事項の重要性に応じ、役員会又はこれに相当するもの（以下「役員会等」という。）の承認を受け、又は、これらに対し報告を行うこと。経営陣は、役員会等が承認をし、又は、報告をされた事項を踏まえ、必要に応じて議論や関連部署への指示を行う等、内部管理態勢の整備並びにリスクの特定、評価及び低減に主導的に関与すること。</p>
Ⅱ－４－(2)－①	<p>4－(2)－①（確認を実施するために必要な情報の把握） 顧客の支払等が規制対象のものではないことを確認するために必要な、以下の情報（以下「必要情報」という。）を把握した上で、必要情報等から、顧客の支払等に係る為替取引等を行う前に、規制対象の支払等ではないかの確認を行う態勢を整備し、確認を実施すること。</p>	<p>4－(2)－①（確認を実施するために必要な情報の把握） 顧客の支払等が規制対象のものではないことを確認するために必要な、以下の情報（以下「必要情報」という。）を把握した上で、必要情報等から、顧客の支払に係る為替取引等を行う前に、規制対象の支払等ではないかの確認を行う態勢を整備し、確認を実施すること。</p>
別添 1	<p>○告示により個別に指定されていないが、資産凍結等の措置の対象となる者等（令和5年11月24日現在）</p> <p>①ロシア・ベラルーシの制裁対象者である団体により株式の総数の50%以上を直接保有されている団体（<u>本邦内に主たる事務所を有する団体を除く。</u>）</p>	<p>○告示により個別に指定されていないが、資産凍結等の措置の対象となる者等（令和5年●月●日現在）</p> <p>①ロシア・ベラルーシの制裁対象者である団体により株式の総数の50%以上を直接保有されている団体</p>

2. その他修正箇所

修正箇所	修正後	修正前
II-4-4)	<p>外国為替取引等取扱業者は、許可等を受けることなく特定国(地域)に係る支払等、特定の目的に係る取引等又は特定の取引等に係る規制の対象である支払等若しくは取引等を自ら行わないことを確保する必要がある。これに関し、自らの支払等又は取引等が規制対象ではないことを確認するために、外国為替取引等取扱業者に求められる対応は以下のとおり。</p>	<p>外国為替取引等取扱業者は、許可等を受けることなく特定国(地域)に係る支払等、特定の目的に係る取引等又は特定の取引等に係る規制の対象である支払等又は取引等を自ら行わないことを確保する必要がある。これに関し、自らの支払等又は取引等が規制対象ではないことを確認するために、外国為替取引等取扱業者に求められる対応は以下のとおり。</p>
II-5-②	<p>5-②(個々の外国為替取引等に関する記録の作成及び保存)</p>	<p>5-②(個々の外国為替取引に関する記録の作成及び保存)</p>
別添2	<p>2. 特定の目的に係る支払等の規制 ②イランの核活動に寄与する目的で行う取引等に係るもの</p>	<p>2. 特定の目的に係る支払等の規制 ②イランの核活動等に寄与する目的で行う取引等に係るもの</p>